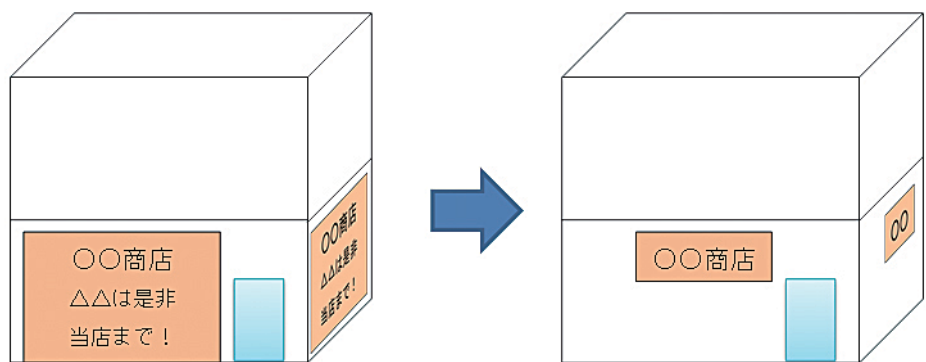


芦屋市屋外広告物条例の概要

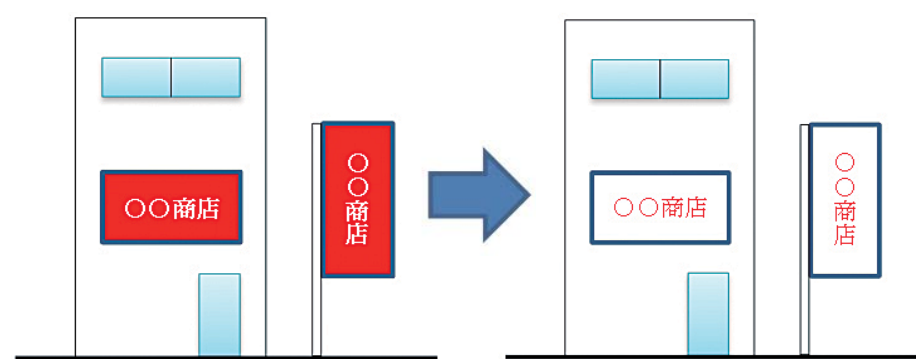
問い合わせ 都市計画課まちづくり係 ☎38-2109

壁に表示する広告の規制

建物の壁に設置する広告物や、絵や字を直接書くものについては、個当たりの面積の上限や設置できる高さ、壁面に対する割合の規制などがあります。例えば、住宅地域の場合、個当たりの面積は5㎡以下、設置高さは10m以下、広告主が占有している壁面の5分の1以下としていただくようお願いします。



派手な色の制限



赤や黄の原色など、派手な色を広告物の全面に使用することはできません。派手な色は、文字など一部の使用に限り、全体的に落ち着いた色合いとするようお願いいたします。使用できる色や割合は、地域によって異なります。

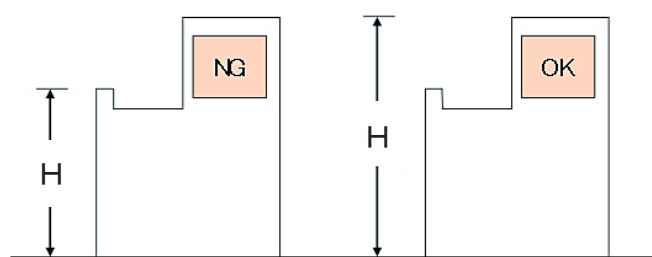
1文字の大きさの規制

LEDを利用する広告の禁止

市内全域において、ネオンサインやLEDを利用する屋外広告物(内照式を除きます。)を設置することはできません。ただし、コインパーキングの満空表示など、必要最小限かつ小規模なものは除きます。屋外広告物に使用する文字の大きさは、原則1文字当たり1㎡以下としていただくようお願いします。



屋上広告の禁止



H: 建築基準法に基づく建築物の絶対高さ

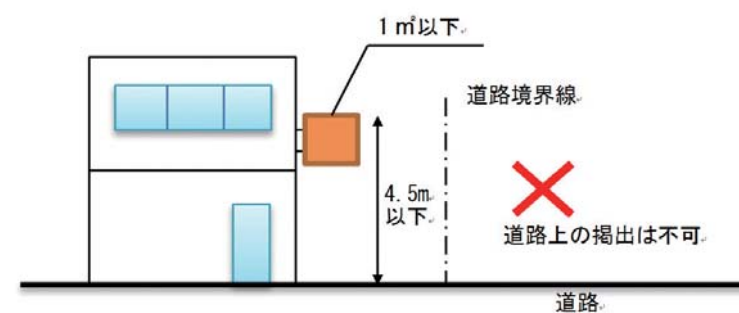
市内全域において、建築物の高さを超える部分に屋外広告物を設置することはできません。建物の屋上に独立して設置するもの・手すりの部分に設置するもの・高架水槽などの屋上設備に設置するものは認められません。また、建築基準法上の高さに含まれない屋上の塔屋の壁面にも設置できませんのでご注意ください。

許可の更新と安全点検

許可が必要な屋外広告物については、原則2年ごとに許可の更新を行っていただく必要があります。その際には、既存の広告物の安全点検を行い、報告書を申請書に添付する必要があります。長期間、風雨にさらされる屋外広告物は、外見だけではわからない劣化や腐食が発生している可能性があります。安全点検の際は専門業者に依頼し、目視だけでなく、接合部や看板内部の詳細にわたる調査を行うようお勧めします。



突出広告の原則禁止



建物の壁に突き出して設置される、いわゆる袖看板は原則として設置することができません。ただし、片面1㎡以下かつ上端の高さが4.5m以下で道路に飛び出していないものは、設置することができます(一部の地域を除きます。また、広告物誘導特別地域または複合地域では、歩道に飛び出しているも設置できる場合があります。)

◆表示できる屋外広告物の上限

広告物誘導特別地域と複合地域を除く地域では、屋外広告物の個数と面積の上限がありますので、それ以下としていただくようお願いします(駐車禁止などの管理用広告物等は除きます)。

地域名	個数(事業所ごと)	面積(建築物ごと)
山麓地域	3個	10㎡
住宅地域	4個	20㎡
芦屋川特別地域(住居系)	3個	10㎡
南芦屋浜特別地域(住居系)	3個	10㎡
南芦屋浜特別地域(商業系)	4個	20㎡
沿道沿岸特別地域	4個	20㎡

◆許可申請が不要となる場合

屋外広告物の個数かつ面積の合計が下表に示す数値以下の場合、許可申請は不要となります。ただし、個当たりの大きさや色彩等、規制内容は適用されますのでご注意ください。

地域名	個数	面積の合計
山麓地域	2個	5㎡
住宅地域	3個	5㎡
複合地域	3個	10㎡
芦屋川特別地域	3個	3㎡
南芦屋浜特別地域	3個	3㎡
沿道沿岸特別地域	3個	3㎡
広告物誘導特別地域	3個	5㎡

※詳細については、市ホームページ: [トップ](#) > [まちづくり](#) > [景観・まちづくり](#) > [都市景観](#) > [芦屋市屋外広告物条例について](#) でご確認ください。



岩園並木坂

日本一美しい

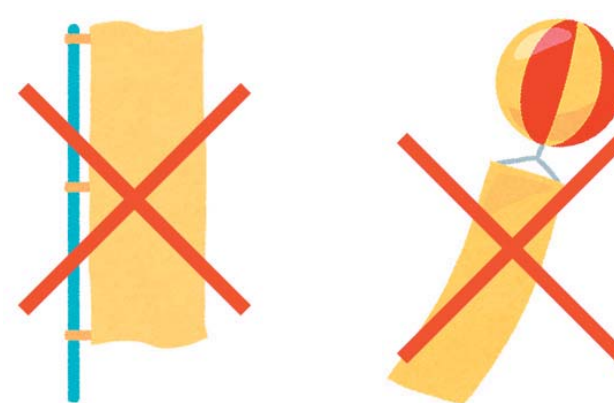
まち

芦屋

を実現するため

皆さんのご協力をお願いします

のぼり旗・アドバルーン



市内全域において、アドバルーンを設置することはできません。山麓地域・住宅地域・芦屋川特別地域・南芦屋浜特別地域・沿道沿岸特別地域では、のぼり旗を設置することはできません。